

介護福祉士実務者研修受講資金 貸付について

この貸付は実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す介護職員に対する貸付限度額20万円以内の受講資金の貸付です。卒業後、介護福祉士の資格を取得・登録し、奈良県内で2年間介護職員として従事いただくと返済を全額免除になります。

返済の免除のすべての手続きが完了するまで、いろいろな届出や手続きを行っていただく必要があります。必要な届出をしないでおくと、全額返済の対象になってしまうことがありますので注意してください。

下記の図は申込から全額免除の条件に至るまでの流れを示しています。それぞれの事項にあてはまる日から出来るだけ早く届出をしてください。

実務者研修施設に在学

※申請日の時点で、すでに実務者研修施設を卒業している方については、申し込みいただけませんのでご注意下さい。

【申込】

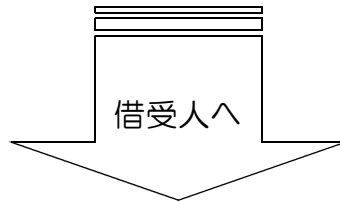
- 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書(第1号様式)
- 推薦書(第2号様式)
- 実務者研修受講証明書(受講決定の写しなど)
- 住民票(連帯保証人も必要です)
- 誓約書(第4号様式)

※貸付限度額は20万円以内です。(申請は千円単位)実務者研修の受講・国家試験受験に関連する費用をお申し込みいただけます。(実務者研修施設に支払う授業料、実習費及び教材費等の納付金のほか参考図書、学用品、交通費及び国家試験の受験手数料等の経費です。)

県社協へ

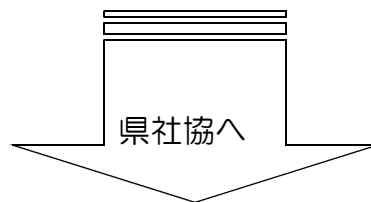
【貸付決定後県社協から】

- 介護福祉士実務者研修受講資金貸付決定通知書
- 介護福祉士実務者研修受講資金振込口座申請書(第5号様式)
- 介護福祉士実務者研修受講資金借用証書



【借入希望者から県社協へ】

- 介護福祉士実務者研修受講資金振込口座申請書（第5号様式）
- 介護福祉士実務者研修受講資金借用証書
- ※収入印紙貼付
- 印鑑登録証明書添付（連帯保証人も必要です）
- 通帳の写し(口座名義、口座番号が表記されている部分)



指定口座に送金

【修了したら】

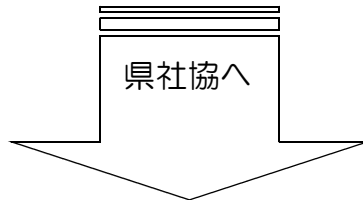
実務者研修修了証明書の写し

【介護福祉士の資格・登録したら】

- 資格登録届（第16号様式）
- ※介護福祉士の登録証の写し添付
- 介護福祉士実務者研修受講資金返還猶予申請書（第9号様式）
- 業務従事届（第10号様式）

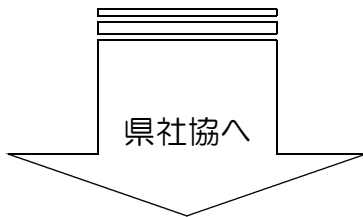
【従事先が変わったら】

- 業務従事期間証明書（第11号様式）【旧従事先で証明】
- 業務従事先変更届（第13号様式）【新従事先で証明】



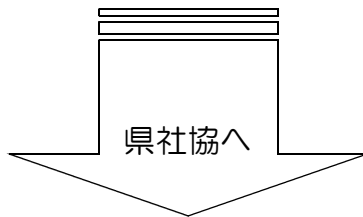
【6ヶ月に一回従事していることを確認します。】県社協から文書を送付します。

業務従事期間証明書（第11号様式）
*業務従事先の証明



【2年間従事すると】

介護福祉士実務者研修受講資金返還免除申請書（第8号様式）
業務従事期間証明書（第11号様式）



本会が返還免除に該当すると判断したとき
→免除確定

※返還免除対象業務に従事した期間が2年（在職した期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上とする）に満たない場合であっても、1年以上の期間、返還免除対象業務に従事した場合は、退職の事由によっては返還の一部が免除となります。

業務とは

・介護福祉士として、奈良県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）以外の都道府県において貸付を受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県及び当該被災県の区域とする。以下同じ。）において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種または当該施設の長の業務をいう。

たとえば・・・

- (例) ・奈良県内の特別養護老人ホームで介護職員として勤務する。
- ・奈良県内の老人デイサービスセンターの介護職員として勤務する。
 - ・奈良県内の指定居宅サービスの訪問介護員として勤務する。

こんな時は・・・

- (例) ・名前が変わりました・・・氏名等変更届（第12号様式）
- ・住所が変わりました・・・氏名等変更届（第12号様式）
 - ・勤務先が変わりました・・・業務従事先変更届（第13号様式と
業務従事期間証明書（第11号様式）（変更前の従事先）
 - ・介護の仕事以外に転職しました他府県の施設に勤務することになりました
返済していただくこととなります。・・・氏名等変更届（第12号様式）

連帯保証人は・・・

修学生と別世帯の、申請日において65歳未満であり、安定した収入のある方とします。